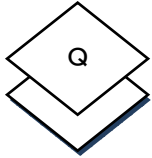




労働相談Q & Aで解決！

一時金③



現在、当社には退職金制度がありませんが、従業員の退職後の生活安定などのために、退職金制度を新たに設けようと考えています。ただ、当社のような零細企業では、単独で退職金制度を設けるのは、現実として困難です。何か良い方法はないのでしょうか。

A 中小企業者の互助共済と国の援助で運営される中小企業退職金共済制度があります。

- 中小企業退職金共済制度（以下、「中退共制度」。）は中小企業退職金共済法に基づく制度で、中小企業が加入することのできる社外積立型の退職金制度です。

中退共制度は、（独）勤労者退職金共済機構の中小企業退職金共済事業本部（以下、「中退共本部」。）が運営し、事業主が中退共本部と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を金融機関に納付します。従業員が退職したときは、その従業員に中退共本部から退職金が直接支払われます。

- 加入の要件

この制度に加入できるのは、中小企業です。中小企業とは、次の「常用従業員数」又は「資本金・出資金」のいずれかを満たす条件に該当する企業をいいます。

- 業種別の要件

業種	常用従業員数	資本金・出資金
一般業種（製造業、建設業等）	300人以下	3億円以下
卸売業	100人以下	1億円以下
サービス業	100人以下	5,000万円以下
小売業	50人以下	5,000万円以下

従業員は原則として全員加入させてください。ただし、次の条件にあてはまる従業員は加入させなくてもよいことになっています。

- ・ 期間を定めて雇われている者
- ・ 季節的業務に雇用される者
- ・ 試みの雇用期間中の者
- ・ 短時間労働者
- ・ 休職期間中の者
- ・ 定年などで短期間内に退職することが明らかな者

- 掛金について

毎月の掛金は事業主指定の預金口座から、口座振替で納付します。掛金は全額事業主が負担し、掛金の一部を従業員に負担させることはできません。

掛金月額には16種類あり、事業主は従業員ごとに任意に掛金を選択できます。また、加入後いつでも増額変更することができます。

○ 退職金の支払いについて

退職金は、従業員が退職した場合に、中退共本部から従業員本人（死亡による退職の場合はその遺族）に直接支払われます。

支払方法は、退職金の全額を退職時に支払う方法のほか、一定の要件を満たしている退職者から請求があれば、全額分割払いや一時払いと分割払いの併用の方法も取ることができます。

なお、退職金は、掛金月額と掛金納付月数に応じて計算されますが、掛金納付月数が11か月以下の場合には、退職金は支給されません。

○ 助成制度等について

中退共制度の掛金は、法人企業の場合は損金、個人企業の場合は必要経費として全額非課税となります。また、新しく中退共制度に加入する事業主には、掛金の2分の1（従業員ごとに上限5,000円）を加入後4か月目から1年間、国が助成するなどの助成制度があります。

この制度を上手に活用して、退職金制度を確立し、従業員の福祉の増進を図りましょう。

お問い合わせ

○ 中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1丁目24番1号

電話 03-6907-1234

相談時間 9:00~17:15（土・日・祝日・年末年始を除く）

URL <https://chutaikyo.taisyokukin.go.jp/>